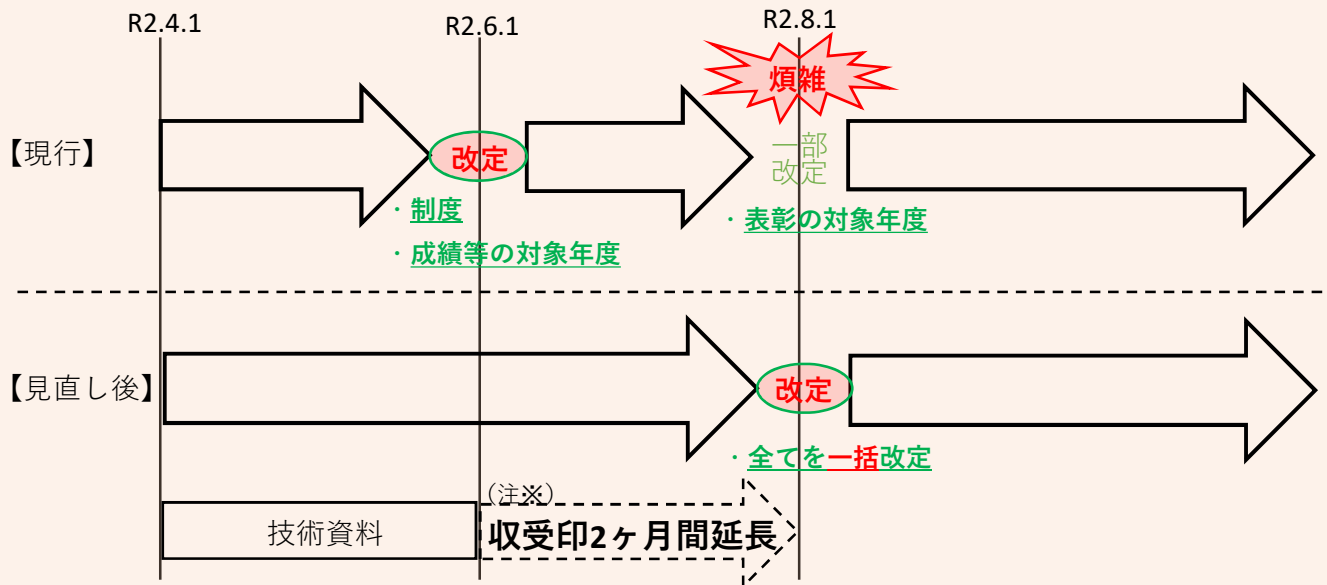


総合評価方式(工事・業務)運用手引きの改定日について

令和2年度から、総合評価方式(工事・業務)運用手引きの改定日を、
6月1日から8月1日に変更します。



(注※) 【工事のみ】今年度発行の收受印付き技術資料の取り扱い：7月31日まで申請内容に変更が生じない場合に限り、有効範囲を『令和2年5月31日まで』→『令和2年7月31日まで』に読み換えて既存の收受印付き技術資料の提出可能とします。

現状	手引きの改定日は、 6月1日 を基本
	【理由】 直近の成績評価結果により企業を評価できるよう、前年度の県成績評価点のデータの取りまとめが終わるのを待って改定
現状	手引きの一部改定を、 8月1日 に実施
	【理由】 7月の国と県の優良工事表彰の結果を反映させるため、優良工事表彰の対象年度を更新
課題	(1) 短期間で改定を2回行うことにより、 技術資料の作成作業・審査が煩雑化 (2) 県事務所の改定業務が、その他業務(危機管理業務、各種会議の運営及び参加、各種パトロール等)と重なるため、 担当職員の事務負担大
メリット	(1) 基準改定及びデータを一括更新することによる、事務作業の単純化 (2) 技術資料の評価対象年度の間違いの軽減 (3) 集中する 事務の分散化
デメリット	前年度の 成績等を評価に反映させる 時期が、現在より 2ヶ月遅れ